

ふじみ野市道路占用料徴収条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(延滞金)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 <u>延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、滞納金の額に年14.5パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(延滞金の割合の特例)</u></p> <p>4 <u>当分の間、第6条第2項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合</u></p>	<p>(延滞金)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 <u>延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、滞納金の額に年14.5パーセント(各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。))に年7.25パーセントの割合を加算した割合が年14.5パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては当該特例基準割合に年7.25パーセントを加算した割合とする。ただし、当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント(当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とする。))の割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p>

を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセン  
トの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセン  
トの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.25パー  
セントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつて  
は当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当  
該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25  
パーセントの割合)とする。